

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇 岡山県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

【公安委員会】

〇 一般競争入札の実施

〇 土地改良区役員の住所変更届

〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〇 一般競争入札の実施

〇

〇 随意契約の相手方の決定

〇

〇 一般競争入札の実施

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〔一九一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人楽アートプロジェクト

三 代表者の氏名

山形 憲治

四 主たる事務所の所在地

津山市小田中七二二番地一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県北地域の歴史や伝統文化に関心を持つ人々に対して、地域に埋もれている各種資源の掘り起こしと活用を図り、匠の技と芸術の融合による新たな文化活動に関する事業を行い、歴史の再発見と伝統文化の継承に寄与することを目的とする。

〔一九二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人城山うさぎ

三 代表者の氏名

則武 利明

四 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町前潟二八七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者が地域の中でいきいきと安心して自立・共生していけることを目指す事業を行い、地域における障害者福祉サービス向上と支援助活の推進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔一九三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鶴山福祉会

三 代表者の氏名

岸本 義彦

四 主たる事務所の所在地

津山市川崎一―一九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域老人や交通弱者に対して、老人福祉及び交通弱者に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔一九四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人めやすばこ

三 代表者の氏名

岩月 成臣

四 主たる事務所の所在地

倉敷市中島字前田六三八番地一三

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーション理念に基づき障害のある方とご家族に対し、就労支援や地域支援に関する事業を行い、併せて障害のある方と市民が関わり合う場を提供し、地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔二九五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人工房かたつむり

三 代表者の氏名

高尾 峰雄

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西坂一七〇九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高次脳機能障害者を中心とした障害者に対して、心身障害者地域福祉作業所運営に関する事業を行い、軽作業、リハビリなどを通じて社会生活上の問題を克服し、利用者が社会参加への糸口を見つけることに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二九六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年五月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介護福祉サポートセンターせとうち

三 代表者の氏名

久本 敏孝

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町福谷二一七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、高齢者・障害者の自立生活に関する事業や高齢者・障害者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔一九七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わかたけ

三 代表者の氏名

金谷 将弘

四 主たる事務所の所在地

赤磐市町苅田二一七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者保健福祉の普及啓発による理解の促進、心身障害者に対して創作活動、生産活動、生活訓練などにより社会復帰の推進を図り、心身障害者の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔二九八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人なないろ

三 代表者の氏名

三宅 宏幸

四 主たる事務所の所在地

倉敷市連島四丁目一番七

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者（児）・児童・子育て世代の方々、住み慣れた地域で安心して暮らすため、介護保険法及び老人福祉法に基づく事業や障害者総合支援法に基づく事業、また児童福祉法に基づく事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔一九九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県大気汚染常時監視システムの更新及び保守管理業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県大気汚染常時監視システムの更新及び保守管理業務に係る調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

平成30年3月1日から平成37年2月28日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に果が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第52号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する

号5981第 報公県山岡 日9月6年29平成

者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

平成29年6月9日（金）から同年7月5日（水）まで（岡山県の休日を含める
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県環境文化部環境管理課大気保全班
電話（086）226-7302

また、岡山県環境文化部環境管理課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

平成29年6月9日（金）から同年7月5日（水）まで（休日を除く。）の午前

9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1) イの場所に同じ。

ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書

エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(3) 結果通知等

入札参加資格確認申請書を提出した者について、2(1)及び(2)について審査し、適合又は不適合であった旨を通知する。また、2(3)から(6)までの入札参加資格については、4(5)の開札後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、入札参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求められることができる。

(4) その他

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を平成29年7月5日(水)午後5時までに次の場所で行うこと。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 (086) 226-7264

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部環境管理課大気保全班

電話 (086) 226-7302

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年6月9日(金)から同年7月5日(水)まで(休日を除く。)

岡山県公報 第11895号 平成29年6月9日

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また，岡山県環境管理課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は，持参又は郵送等によるものとする。

(4) 入札書の受領期限

平成29年7月19日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成29年7月20日(木) 午前10時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下用度課入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は，入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :

Equipment replacement with operation and maintenance services for the
Air Pollution Monitoring System of Okayama Prefectural Government

(2) Contract period :

From 1 March, 2018 through 28 February, 2025

(3) Fulfillment place :

Refer to the specifications

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 19 July, 2017

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Department for Environment and
Culture, Environmental Management Division,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL (086) 226-7302

〔二〇〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

平成二十九年度晴れやかネット拡張機能整備事業

二 契約期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県保健福祉部医療推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成二十九年四月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会

岡山市北区駅元町一九番二号

六 契約金額

一六九、六一六、五四六円（うち消費税額及び地方消費税の額一、二、五六四、一八九円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二〇一〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

平成二十九年地域医療ネットワーク双方向情報共有システム構築事業

二 契約期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県保健福祉部医療推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成二十九年四月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会

岡山市北区駅元町一九番二号

六 契約金額

六四、八〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、八〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔三〇二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員住所に次のとおり変更があつた旨の届出があつた。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

小原土地改良区

二 変更内容

職名	氏名	変更前住所	変更後住所
----	----	-------	-------

理事	山本 弘樹	久米郡美咲町小原一六一	久米郡美咲町打穴中五五八一四
----	-------	-------------	----------------

〔二〇三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字兼近一九〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟一〇七八―一 コフレC二〇五

風早 基彰

三 許可番号

岡山県指令建指第一二号

〔二〇四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

P I T 端末等の調達及び電気通信役務の提供

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及びP I T 端末及びO P 携帯電気通信役務等提供業務仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成35年2月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した5年間分の額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、平成29年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第52号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

岡山県公報 第11895号 平成29年6月9日

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業者の登録を受けている者であること。
 - (7) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班
電話 (086) 226-7264 (直通)
 - (2) 申請書の提出期限
平成29年7月13日（木） 午後4時
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話 (086) 234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年6月9日(金)から同年7月13日(木)まで(岡山県の休日を含め、)
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、
交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリ
メートル以内、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成29年7月19日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成29年7月20日(木) 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと
もに、入札説明書に示す書類を作成し、平成29年7月13日(木)午後4時までに、
入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ
た場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Police Integrated information Tool and telecommunications service

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through 28 February, 2023

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M 19 July, 2017

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

◎岡山県公安委員会規則第六号

岡山県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月九日

岡山県公安委員会

岡山県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

岡山県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和四十二年岡山県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）を「公安委員会」に、「岡山県警察本部長（次条において「警察本部長」という。）を「警察本部長」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律に係る事務の委任）

第一条 岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第十七条第一項の規定により、同法第五条第一項の規定による命令（以下この項において「禁止命令等」という。）に関する事務、同条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の聴聞に関する事務、同条第三項の規定による命令（以下この条において「緊急禁止命令等」という。）（特別の事情がある場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）に関する事務、同項後段の規定による意見の聴取に関する事務、禁止命令等又は緊急禁止命令等に係る同条第六項又は第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事務、同条第九項の規定による有効期間の延長の処分に関する事務及び同法第十三条第二項の規定による報告徴収等（禁止命令等、緊急禁止命令等及び同法第五条第九項の規定による有効期間の延長の処分をするために必要があると認める場合におけるものに限る。）に関する事務を岡山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に委任する。

2 公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律第十七条第一項の規定により、緊急禁止命令等（特別の事情がある場合におけるものを除く。以下この項において同じ。）に関する事務、緊急禁止命令等に係る同法第五条第六項又は第七項の規定による通知に関する事務及び同法第十三条第二項の規定による報告徴収等（緊急禁止

命令等をするために必要があると認める場合におけるものに限る。) に関する事務を
警察署長に委任する。

附 則

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。